

# 住宅用家屋証明申請書

使用目的 { (1)所有権の保存登記  
(2)所有権の移転登記  
(3)抵当権の設定登記

租税特別措置法施行令 { (イ)第41条  
     { 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外  
       (a)新築されたもの  
       (b)建築後使用されたことのないもの  
     特定認定長期優良住宅  
       (c)新築されたもの  
       (d)建築後使用されたことのないもの  
     認定低炭素住宅  
       (e)新築されたもの  
       (f)建築後使用されたことのないもの  
 (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)  
     (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの  
     (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

岐阜県加茂郡川辺町長 様

申請者 住所  
          氏名

新築・取得した者	住所		
	氏名		
家屋の所在地			
家屋番号			
建築年月日	年	月	日
取得年月日	年	月	日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)売買	(2)競落	
居住状況	(1)入居済		(2)入居予定
床面積	1階面積	m <sup>2</sup>	1階以外 m <sup>2</sup>
構造	造		
区分建物の耐火性能	(1)耐火または準耐火		(2)低層集合住宅
工事費用の総額 (ロ) (a)の場合に記入)			円
売買価格 (ロ) (a)の場合に記入)			円

# 住 宅 用 家 屋 証 明 書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ)新築 } が } (ニ)取得

この規定に該当するものである旨を証明します。

新築・取得 した者	住所	
	氏名	
家 屋 の 所 在 地		
家 屋 番 号		
取 得 の 原 因 (移転登記の場合)		

令和 年 月 日

川税証第 号

川辺町長